

パブリックコメント

「(仮称) 逗子市ふるさと基金条例」の制定に対する

意見を募集します。

市のまちづくりを応援したいという個人などからの寄付金を積み立てる(仮称)逗子市ふるさと基金を設置するため、(仮称)逗子市ふるさと基金条例を制定するにあたって、条例の構成(案)を作成しましたので、広く皆様の意見を募集します。

1. 意見の募集期間：2015年(平成27年)9月15日(火)
～10月15日(木)(期間最終日の17時必着)
2. 案の閲覧方法
○市のホームページ：
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/zaisei/p07151.html>
○閲覧場所：財政課(市役所3階)、情報公開課(市役所1階)、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設スマイル、図書館
3. 意見の提出方法：任意の様式に「(仮称)逗子市ふるさと基金条例の制定に対する意見」と明記し、住所、氏名、意見を記入の上、次のいずれかの方法でお寄せください。
 - (1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 財政課
 - (2) FAX 046-873-4520
 - (3) 市ホームページから送信
市ホームページ財政課へのお問い合わせフォームから送信
 - (4) 持参 経営企画部財政課(市役所3階)
※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。
4. その他
皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々の意見に対しては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市経営企画部財政課
TEL 046-873-1111(代表)
FAX 046-873-4520

(仮称) 逗子市ふるさと基金条例の構成(案)

1 目的と設置について規定

本市のまちづくりを応援したいという趣旨の個人又は団体からの寄付金を積み立て、魅力的なまちづくりの推進に資するため、逗子市ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置。

2 積立てについて規定

基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとし、毎会計年度一般会計歳入歳出予算に定める。

- (1) 基金の目的に沿う寄付金
- (2) 基金の運用から生じる収益金

3 管理について規定

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 運用益金の処理について規定

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れる。

5 処分について規定

市長は、次のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちづくりのための事業
- (2) 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまちづくりのための事業
- (3) 自然と人間を共に大切にするまちづくりのための事業
- (4) 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちづくりのための事業
- (5) 新しい地域の姿を示す市民主権のまちづくりのための事業
- (6) 池子の森全面返還のための事業

市長は、処分をするにあたっては、寄付をした者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

6 委任について規定

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。